

## ローソン健康保険組合並びに加入事業所が共同で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。ローソン健康保険組合では、健康診査事業について、加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用することとしております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者について、次のように公表いたします。

### 1. 加入事業所との健康診査事業の共同実施について

加入事業所とローソン健康保険組合は、当健康保険組合被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、健康診断を共同実施することとしております。

### 2. 共同利用する健診データ項目について

各事業所と共同で実施する健康診断（労働安全衛生法に基づく法定健康診断および、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を同時実施するもの）における、オプション検査等の付加検査項目を含む全ての検査項目

### 3. 健診データを共同利用する者の範囲

加入事業所健康診断担当職員、およびローソン健康保険組合職員

### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- 加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、ローソン健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。  
具体的には、各事業所の健康診断担当部署で健診データを保存し、産業医の判定と指示にしたがって、保健師等による健康相談、健康指導を実施します。
- ローソン健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、各事業所の健康推進部署とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。  
具体的には、ローソン健康保険組合と加入各社が共同で使用する管理システムにデータを保存し、健診データの内容を分析、検討することで、生活習慣病やメタボリックシンドロームの該当者や予備群を抽出し、適切な保健指導、健康相談を実施します。また、効果的な疾病予防策を立案し、加入事業所と協力して実施します。

## 5. 健診データの管理責任者

- ・ 加入事業所 健康診断部署責任者
- ・ ローソン健康保険組合 常務理事

## 6. 加入事業所及びローソン健康保険組合の代表者及び所在地

(株)ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎 1-11-2
(株)ローソニール	代表取締役 日野 武二	東京都品川区大崎 1-11-2
(株)ローソデジタルイノベーション	代表取締役 伊藤 洋平	東京都品川区大崎 1-11-2
(株)ローソアーバンワークス	代表取締役 大嶋 隆	東京都品川区大崎 1-11-2
(株)ローソ銀行	代表取締役 鶴田 直樹	東京都品川区大崎 2-1-1
(株)ローソエンタテインメント	代表取締役 野口 透	東京都品川区大崎 1-11-2
(株)ローソストア100	代表取締役 小栗 知義	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
(株)ベストプラクティス	代表取締役 井門 宏紀	東京都品川区大崎 1-11-2
ローソン健康保険組合	理事長 郷内 正勝	東京都品川区大崎 1-11-2

以 上

2024年6月10日